

【該当部分抜粋】

○防衛省令第十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十三条、第三十五条第二項、第五十三条、第五十四条第二項及び第六十二条第二項、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号並びに防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

防衛大臣 北澤 俊美

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「学生」の下に「、生徒」を加え、同条第二項中「及び学生」を「、学生及び生徒

」に改める。

第二十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十六条第一項中「、二等空士、三等陸士、三等海士又は三等空士」を「又は二等空士」に、「左に」を「次の各号に」に改める。

第六十二条第一項第三号中「学生」の下に「及び生徒」を加え、同項第四号中「自衛官で」を「自衛官及び生徒としての正規の課程を終了し、引き続き陸曹候補者たる自衛官となつた者でそれぞれ」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。